

「島根海区漁場計画の変更（素案）」へのご意見に対する県の考え方

ご意見募集期間：令和7年1月24日から令和7年2月23日

ご意見の提出者数：1名

	ご意見の内容	県の対応・考え方
1	施行区域の西端「ア」の箇所から西におおよそ3,100m離れた箇所に、海士町方面への海底通信ケーブルが敷設されております。そのため、施工箇所から西側に大きく離れた箇所で、投錨を含む海底面に抵触する作業は行われぬようお願い申し上げます。	当該漁業権の内容たる漁業を免許する際、当該漁業権取得者に対し、注意するよう伝えます。